

入居順位評価基準

1 要介護度（35点）

要介護度	1	2	3	4	5
点数	5点	10点	25点	30点	35点

2 介護者の状況（25点）

身寄りがなく介護する者がいない。	25点
介護する者がいない。	20点
（介護者が長期入院・入所、介護者が遠方に在住等により実質的に介護する者がいない。）	
介護する者はいるが、十分な介護力がない。	15点
（介護者が要介護状態、病気療養中、障害を有している）	
介護する者はいるが、介護に当たる時間を十分に確保できない。	10点
（介護する者が要支援状態・高齢である、就労している、他にも介護している、育児をしている）	
介護する者はいるが、上記以外の理由で介護を行うことが困難である。	5点

※ 施設等に入所している者の場合には、退所する時点での状況により判断する。

3 介護サービスの利用状況（20点）

介護保険による在宅サービス（訪問介護、通所介護等）を利用している場合に、以下により点数を加算する。

複数のサービスを利用している場合は、合算した点数を得点とする。但し最高で20点とする。

（例：訪問介護を週2～3回（10点）、訪問看護を週1回（10点）、通所介護を週1回（10点）利用している場合⇒20点）

サービス種類	利用回数等（申込時）	点数	
訪問介護	週4回以上	20点	
	週2～3回	10点	
訪問入浴介護	週1回以上	20点	
訪問看護、訪問リハビリテーション	週2回以上	20点	
	週1回	10点	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用がある	20点	
夜間対応型訪問介護	利用がある	20点	
通所介護、通所リハビリテーション	週2回以上	20点	
	週1回	10点	
認知症対応型通所介護	利用がある	20点	
短期入所生活介護、短期入所療養介護	最近3か月の利用日数合計が	20日以上	20点
		10～19日	10点
小規模多機能型居宅介護	利用がある	20点	
複合型サービス	利用がある	20点	
施設入所（介護老人保健施設、病院等）	入所・入院している	10点	

4 その他（20点）

上記の項目以外に、施設入居の必要性を判定するため、特段の理由があると認められる場合に、各施設の判断により、次の例示項目等を参考に、点数を加算することができる。

・認知症の行動・心理症状(BPSD)がある場合	20点
・住居環境が介護に適さない場合	
・介護老人保健施設や病院等に入所(入院)しており、退所(退院)後も在宅生活が困難な場合	
・当該施設併設のショートステイの利用経験がある場合	
・地域性	